

隠 監 第 9 号

令和6年8月30日

隠岐の島町長

池 田 高 世 偉 様

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘



同 米 澤 壽 重



令和5年度隠岐の島町水道事業会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年8月1日付隠総第97号にて
審査に付された令和5年度隠岐の島町水道事業会計歳入歳出決算について審査したの
で、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、財政健全化法第22条の規定による「公営企業の経営健全化審査」を実施し
たので報告いたします。

令和5年度隠岐の島町水道事業会計 歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の概要

1、審査の対象

令和5年度における企業管理者所属の、水道事業会計決算を対象とした。

2、審査の期間

令和6年8月1日から同年8月31日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

8月 1日（木）	8月 2日（金）
8月 5日（月）	8月22日（木）
8月23日（金）	8月28日（水）
8月29日（木）	以上7日間

なお、一般会計・特別会計の決算審査と同期間に行い、8月2日(金)に水道事業会計の決算審査を中心に行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の結果

1、提出書類について

審査に付された「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」は、関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、当事業の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

2、予算執行状況について（金額は税込）（参照：水道事業決算書p2～）

令和5年度隠岐の島町水道事業決算報告書に基づき、予算額に対する決算額の状況について報告する。

(1) 収益的収入及び支出

収益的収入は、予算額 6 億 9,266 万 3 千円に対して収入額は 6 億 6,026 万 2 千円で、収入率は 95.3%、一方、支出の予算額は 6 億 3,545 万円に対し支出額は 5 億 8,634 万 6 千円で、執行率は 92.3%である。

決算額の前年度との比較は、収入で 3 億 9,584 万 5 千円の減、支出で 1 億 9,381 万 6 千円の減と大きな減額となっているが、これは前年度においては財務処理における特別利益(4 億 842 万 6 千円)、及び特別損失(2 億 2,874 万 7 千円)が発生した特殊要因によるものであって、これらを差し引いて試算してみると収入では 1,258 万 2 千円(1.9%)の増、支出では 3,493 万 1 千円(6.3%)の増となった。

収益的収支の予算額と決算額等の状況

(単位：千円・%)

年度	収入予算額	収入決算額	収入率	支出予算額	支出決算額	執行率
R5	692,663	660,262	95.3	635,450	586,346	92.3
R4	597,552	1,056,107	176.7	574,937	780,162	135.7
比較	95,111	△395,845		60,513	△193,816	
	R4 試算数値	647,680			551,415	
比較	R5-R4 試算	12,582			34,931	

注)R4 試算数値は決算額から特別利益及び特別損失を除いた金額

収益の内容であるが、水道料金などの営業収益は、予算額 4 億 4,425 万 3 千円に対し 4 億 3,389 万 7 千円で収入率は 97.7%であった。うち給水収益は 99.9%とほぼ予算どおりの収入があったが、受託工事収益がゼロであったため収入率が低くなったものである。

他会計補助金や長期前受金戻入(旧簡水債の元金繰入分)などの営業外収益は 2 億 2,469 万 6 千円で収入率は 91.3%であった。

支出における営業費用は、予算額 5 億 6,657 万 4 千円に対して、執行率 92.1%の 5 億 2,192 万 2 千円の決算となり、営業外費用は予算額 6,540 万 7 千円に対して、執行率 95.9%の 6,272 万 1 千円の決算となった。

(2) 資本的収入および支出

資本的収入は繰越事業を含めた予算額 2 億 2,312 万円に対して決算額は 1 億 8,941 万 8 千円、一方資本的支出は繰越事業を含めた予算額 4 億 9,897 万 3 千円に対して 4 億 6,199 万 5 千円の決算となった。

結果、収支の不足額 2 億 7,257 万 7 千円は減債積立金や損益勘定留保資金などで補填した。

3、経営状況について(金額は税抜き)(参照:水道事業決算書 p 6～、及び参考資料 p 3)

損益計算書による営業収益は、3 億 9,448 万 8 千円で前年度より 1.1%456 万 1 千円の減、うち給水収益は 3 億 9,339 万 8 千円で前年度より 0.8%308 万 2 千円の減であった。減収の要因は、給水人口は 312 人(2.3%)減少し、有収水量が 20,758 m³ (1.4%) の減少したことによるものである。

一方、営業費用は、5 億 932 万 9 千円で前年度より 3,481 万 5 千円 (7.3%) 増額の決算となり、1 億 1,484 万 1 千円の営業損失が発生した。

しかし営業外の収支で、長期前受金戻入などの収益があり 1 億 8,121 万 5 千円の利益を計上することになり、経常利益では 6,637 万 3 千円となった。

結果、令和 5 年度の純利益は 6,633 万 6 千円で、資本的収支の不足額に充当した 1 億 682 万 6 千円を加えて、当年度末処分利益剰余金は 1 億 7,316 万 1 千円の決算となった。

第 3 審査意見

1、健全な企業運営について

前述の 1 億 7,316 万 1 千円の未処分利益剰余金については、資本金への組入れの処分案が提出されている。

水道施設の更新計画の策定業務に取り組んでいるが、将来の事業計画に伴う財政負担を考慮した中長期的な計画策定のもと、住民の為に健全な企業運営を求めるものである。

2、収入未済金について

水道料の未収金は、決算時には 3 月調定分が収入時期の関係から収入未済処理扱いされることから、決算審査時に担当課から提出された直近の調査数値 (7 月 27 日時点) が滞納の実態ととらえている。

決算書の状況 (貸借対照表—流動資産—未収金のうち水道料分)

現年未収金	3,586 万 1 千円(うち 3 月調定分 3,540 万円)	
過年分	1,654 万 9 千円	計 5,241 万円

(参考) 審査時点の調査の状況 (水道課提出の水道料未収金調書)

1,696 万 5 千円

前年度（1,778万2千円）より調査時点の未収金は81万7千円の減である。
未納者数は196名で、前年度調査時点より36名の増となって、新規未納者が49名もいる。また50万円以上の大口未納者は、前年度と同数の6名であるが198千円を徴収したことにより滞納額は624万3千円との調査数値である。
徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたい。

以上、令和5年度水道事業会計の決算審査の報告をいたします。

令和6年8月30日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘

同 米澤壽重

令和5年度隠岐の島町公営企業の経営健全化の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第22条の規定により提出された、令和5年度水道事業会計における資金不足比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和5年度隠岐の島町水道事業会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

経営健全化比率である資金不足比率について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	隠岐の島町比率	健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

2、意見

経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、問題はない。

よって是正改善を要する事項はありません。

以上、令和5年度隠岐の島町公営企業の経営健全化の審査の報告をいたします。

令和6年8月30日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘

同 米澤壽重